

財務省告示第百五十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十七年三月二十二日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十七年四月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二年）（第二百三十 十回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法	額面金額で百二十億円
五	発行額	額面金額で百二十億円
六	払込金額	額面金額で百二十億円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 行価	平成十七年三月二十二日
十	発行価格	額面金額百円につき九十九円九 角
十一	利率	年〇・一パーセント

十二

の経過  
払込み

年金資金運用基金理事長は、払  
込金額に加え、次の算式によ  
算出した金額を第十八号に規  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

十三

初期  
利子

平成十七年九月二十日を支払  
とし、次の算式により出した  
金額を支払う。ただし、支払  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う。以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期  
以後の  
利子

毎年三月二十日及び九月二十  
を支払期とし、各支払期にお  
て、その日以前六月間に属す  
利子を支払う。

十五

償還  
金額

平成十九年三月二十日

十六

元利  
支額

日本銀行 額面金額 百円につき百円

十七

払込  
期日

平成十七年三月二十二日

十八

払込  
期日